

料金体系の検討について

【 目 次 】

1. 水道料金の現況
2. 料金体系の検討
3. 基本料金と超過料金の割合について

1. 水道料金の現況

1.1 水道料金体系（1ヶ月、消費税抜）

基本料金			超過料金（1m³につき）				用途別区分
区分		5m³以下	6～20m³	21～40m³	41～60m³	61m³以上	
口 径 別	13mm	600円	75円	120円	150円	175円	一般用
	20mm	1,000円					
	25mm	1,400円					
	30mm	2,500円					
	40mm	3,800円					
	50mm	6,200円					
	75mm	14,000円	90円				湯屋用
	100mm	23,500円					
基本料金なし		240円				臨時用	

・「湯屋用」は公衆浴場用の料金設定です。令和7年度の利用実績はありません。

・「臨時用」は解体工事などで一時的に水道を使用する場合の料金です。令和7年度は5件の利用がありました。

1. 水道料金の現況

1.2 水道料金の現況の確認方法について

令和7年度（決算見込み）と平成27年度の水道料金の内訳を比較して、10年間で使用状況がどのように変化したのかを確認します。

- ①水道使用世帯数や各世帯の使用水量の推移を確認するため、「調定世帯数」を使用します。調定とは、検針結果から水道料金の請求額を確定することです。水道料金は2か月に1回、検針して請求するので、調定世帯数の約6分の1が使用世帯数になりますが、年度途中で契約・解約をしている場合があるので、若干ずれているのをご承知おきください。
- ②調定世帯数を元に分析する場合、使用水量は2か月分になるので、超過料金の水量区分を2倍にして計算します。

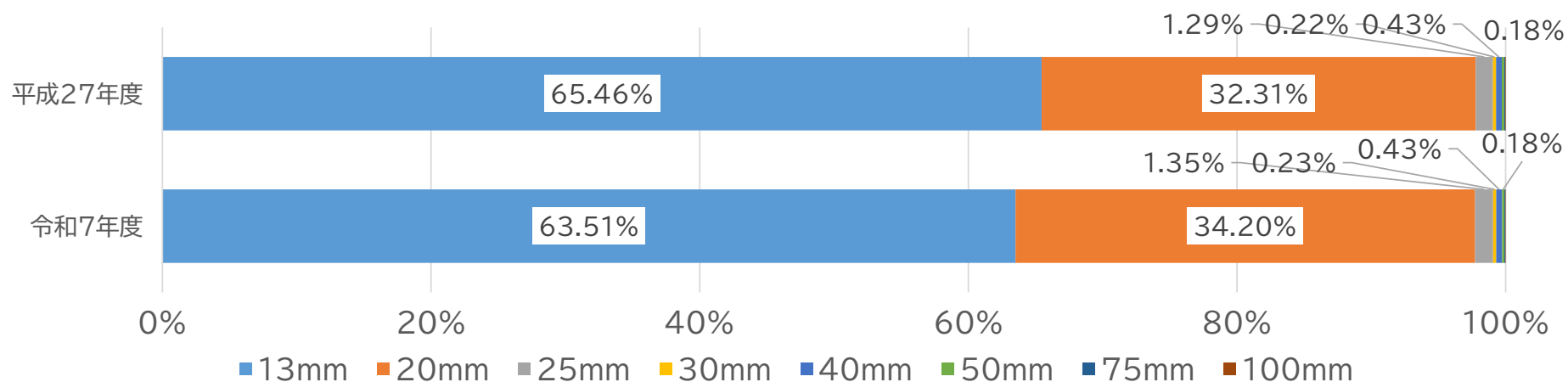
単価(税抜)	基本水量(0円)	75円	120円	150円	175円
体系表の水量(1か月)	1～5m ³	6～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上
調定の水量(2か月)	1～10m ³	11～40m ³	41～80m ³	81～120m ³	121m ³ 以上

- ③水道料金は消費税抜きの金額を使用します。令和7年度と平成27年度は消費税率が異なるためです。
- ④使用するデータには臨時用を含んでません。

1. 水道料金の現況

1.3 口径別の調定世帯数の推移

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	合計
平成27年度	259,008 (65.46%)	127,842 (32.31%)	5,095 (1.29%)	889 (0.22%)	1,688 (0.43%)	727 (0.18%)	303 (0.08%)	138 (0.03%)	395,690 (100.00%)
令和7年度	271,988 (63.51%)	146,459 (34.20%)	5,779 (1.35%)	990 (0.23%)	1,849 (0.43%)	763 (0.18%)	290 (0.07%)	126 (0.03%)	428,244 (100.00%)



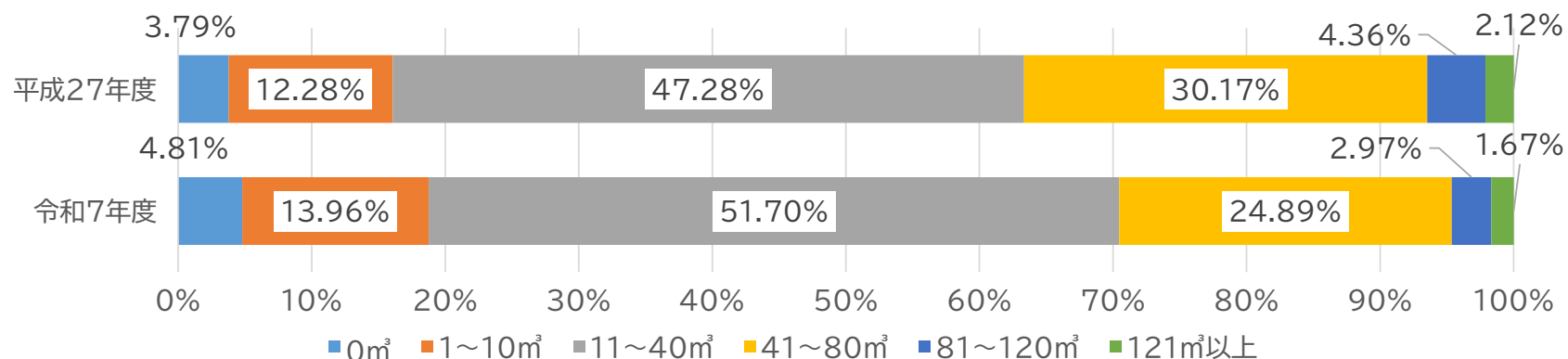
- ・10年間で調定世帯数が約3万件増えています。
- ・令和7年度、平成27年度ともに13mmと20mmの使用者が97%を超えています。
- ・令和7年度は平成27年度から13mmが約2%減少し、20mmが約2%増加しています。

1. 水道料金の現況

1.4 使用水量別の調定世帯数の推移

1) 水道事業全体

	0m ³	1～10m ³	11～40m ³	41～80m ³	81～120m ³	121m ³ 以上	合計
平成27年度	14,975 (3.79%)	48,601 (12.28%)	187,077 (47.28%)	119,395 (30.17%)	17,260 (4.36%)	8,382 (2.12%)	395,690 (100.00%)
令和7年度	20,578 (4.81%)	59,776 (13.96%)	221,422 (51.70%)	106,589 (24.89%)	12,725 (2.97%)	7,154 (1.67%)	428,244 (100.00%)



・令和7年度は平成27年度に比べて使用水量41m³以上の水量区分の調定世帯数、割合がどの区分でも減少し、使用水量40m³以下の水量区分の調定世帯数割合がどの区分でも増加しています。

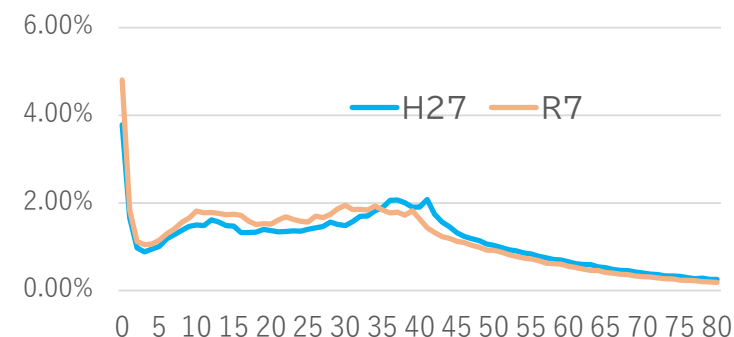
1. 水道料金の現況

1.4 使用水量別の調定世帯数の推移

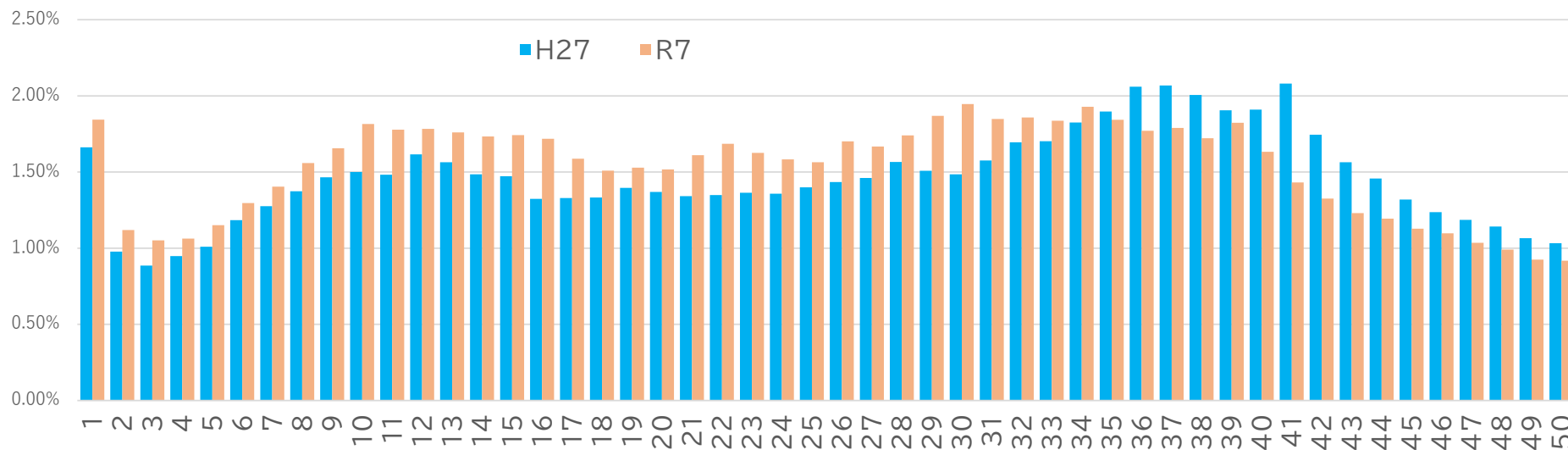
2) 使用水量50m³以下の詳細

2か月の使用水量50m³以下の調定世帯数を1m³毎に確認します。
令和27年は2か月で41m³が最大でしたが、令和7年度は30m³が最大になっています。また、35m³以上の使用者が減少し、34m³以下の使用者が全体的に増えています。

使用水量(2か月)0m³～80m³の比較



使用水量(2か月)1m³～50m³の比較

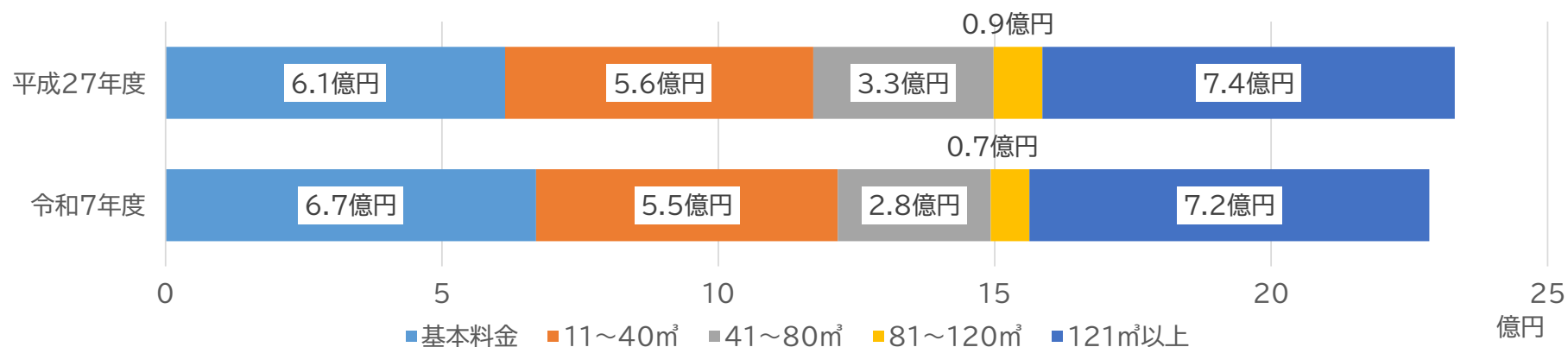


1. 水道料金の現況

1.5 料金調定額の推移

1) 金額ベースの比較（消費税抜き）

	基本料金	11～40m ³	41～80m ³	81～120m ³	121m ³ 以上	合計
平成27年度	6.1億円	5.6億円	3.3億円	0.9億円	7.4億円	23.3億円
令和7年度	6.7億円	5.5億円	2.8億円	0.7億円	7.2億円	22.9億円



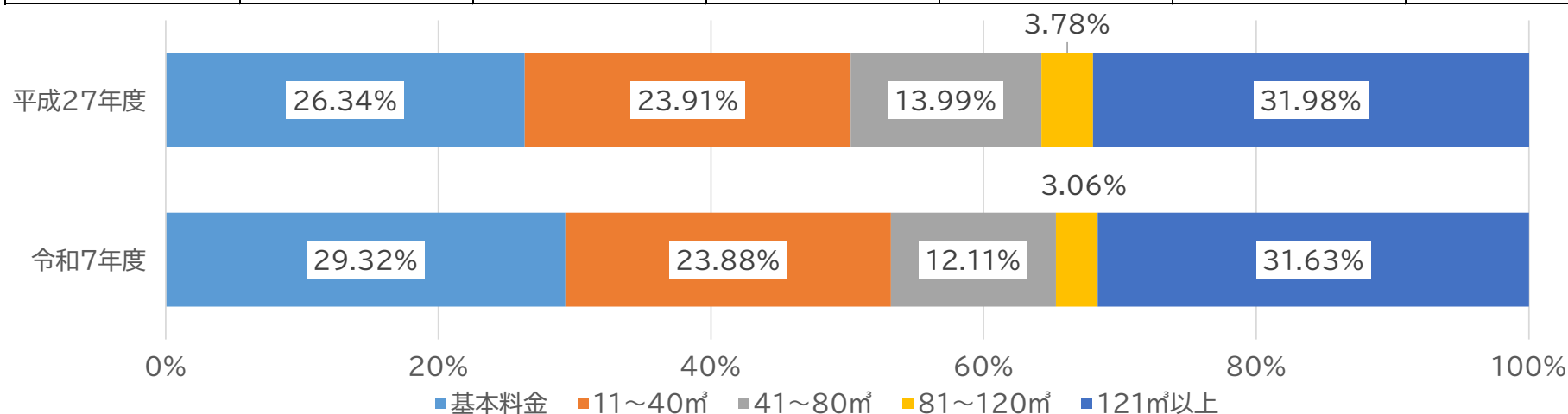
・水道使用世帯数の増加により基本料金による収入は約6千万円増加しましたが、超過料金の減少により料金収入全体では令和7年度は平成27年度より約4千万円減少しています。

1. 水道料金の現況

1.5 料金調定額の推移

2) 割合による比較

	基本料金	11～40m ³	41～80m ³	81～120m ³	121m ³ 以上	合計
平成27年度	26.34%	23.91%	13.99%	3.78%	31.98%	100.00%
令和7年度	29.32%	23.88%	12.11%	3.06%	31.63%	100.00%

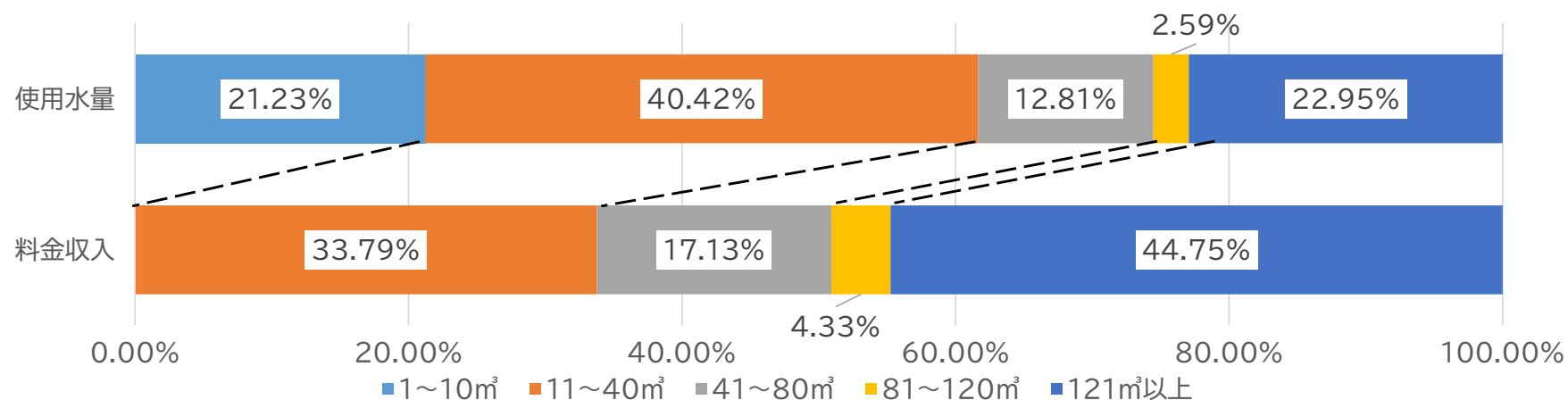


- ・超過料金の収入割合がどの区分でも減少し、基本料金の割合が増えています。
- ・超過料金の中では「11～40m³」の収入割合の減少が比較的少ないです。

1. 水道料金の現況

1.6 水量と収入の比較（令和7年度）

単価(税抜)	0円	75円	120円	150円	175円	合計
水量(2か月)	1～10m ³	11～40m ³	41～80m ³	81～120m ³	121m ³ 以上	
使用水量	382万m ³ (21.23%)	728万m ³ (40.42%)	231万m ³ (12.81%)	47万m ³ (2.59%)	413万m ³ (22.95%)	1,801万m ³ (100.00%)
料金収入	0 (0.00%)	5.5億円 (33.79%)	2.8億円 (17.13%)	0.7億円 (4.33%)	7.2億円 (44.75%)	16.2億円 (100.00%)



- ・料金収入がない基本水量部分(1～10m³)の水量が20%を超えています。
- ・121m³以上の使用水量の割合に対して料金収入の割合が約2倍になっています。

2. 料金体系の検討

2.1 料金体系（1ヶ月、消費税抜）の検討項目

1 料金体系（1ヶ月、消費税抜）の検討項目

③基本水量の有無

②基本料金と超過料金の割合

①用途別区分

令和7年度調定金額の割合（8ページ）							用途別区分
基本料金 29.32%			超過料金 70.68%				
基本料金			超過料金（1m ³ につき）				
区分		5m ³ 以下	6～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上	
口径別	13mm	600円	75円	120円	150円	175円	一般用
	20mm	1,000円					
	25mm	1,400円					
	30mm	2,500円					
	40mm	3,800円					
	50mm	6,200円					
	75mm	14,000円	90円				湯屋用
	100mm	23,500円					
基本料金なし		240円				臨時用	

④基本料金の口径区分と単価

⑤超過料金の使用水量区分と単価

2. 料金体系の検討

2.2 各項目の検討

①用途別区分

- 算定要領では、将来的には廃止していくものとされています。
- 廃止すると対象者の影響が大きく、システム改修にも費用と時間を要することが想定されます。
- 近年、水道料金を改定した近隣市町では、区分は維持したまま改定率分を増額したケースが多いです。

 今回の改定にあたってはそのまま残すものとして、今後は他事業体の状況を見ながら廃止を検討していくものとします。

②基本料金と超過料金の割合

- 算定期間中の水道料金の対象となる経費(総括原価)を使用水量によって変動するものと変動しないものに分けます。
- 使用水量によって変動するものは超過料金で賄うべき経費、変動しないものは基本料金で賄うべき経費として、超過料金と基本料金の収入割合を設定し、それぞれの改定率を検討します。

 算定要領に基づき算定期間3年分の総括原価を分類し、現況と比較して基本料金と超過料金のそれぞれの改定率を検討します。

2. 料金体系の検討

2.2 各項目の検討

③基本水量の有無

- 公衆衛生の観点から、その範囲内の水使用を促すことで導入されました。
- 公衆衛生の向上を急務とする時代ではなく、使用水量が減少していくことが予想される中で、使用水量による公平性の観点からも廃止するよう算定要領には記載されています。
- 県内でも多くの市が近年の水道料金改定を機に基本水量を廃止しています。

 **基本水量の廃止を検討します。**

④基本料金の口径区分と単価

- 総括原価のうち基本料金の対象となるものを、量水器の口径によって変動する経費と変動しない経費に区分し、量水器の口径によって変動する経費は量水器の口径ごとの単価や流量比をもとにして口径ごとの経費を算出します。
- 上記により算出した経費の比率と基本料金改定率をもとに口径区分別の単価を設定します。

 **算定要領に基づき算定期間3年分の総括原価を分類し、口径区分別の基本料金を検討します。**

2. 料金体系の検討

2.2 各項目の検討

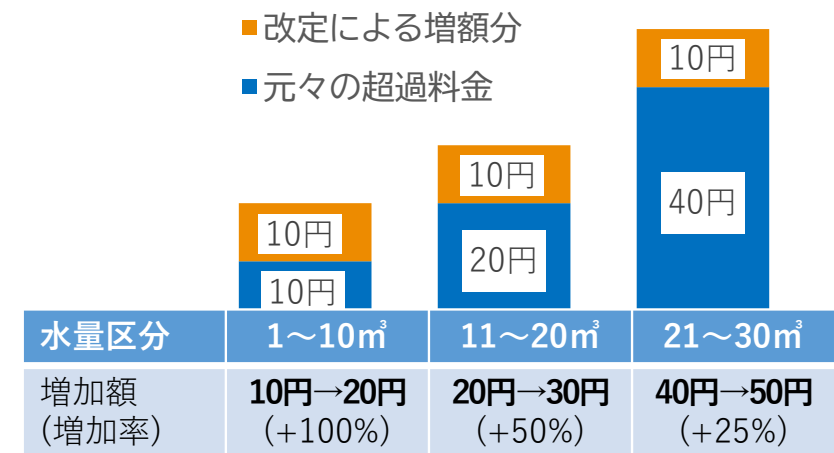
⑤ 超過料金の使用水量区分と単価

- これまで多くの自治体では使用水量が多いほど単価が上がる「逦増型料金制度」が採用されてきました。
- しかし、現在では人口減少や節水型機器の普及により水需要が横這いから減少傾向に推移しており「逦増型料金制度」が導入された当時から大きく状況が変化しています。
- また、大口需要者の使用料に比重を置いた料金制度は、安定した給水収益の確保に支障をきたし、健全な経営を妨げる要因になりかねないものとされています。
- 上記から、最新の算定要領では、従量料金(超過料金)は均一料金制が原則であるとされています。

⇒ 現行の超過料金の体系から大きく変わると一部の使用者の負担が大きくなることや利用者全体で水道事業を支えていただくことから、「定額増」を基本に逦増率(使用水量による単価の増加割合)を下げる改定を検討します。

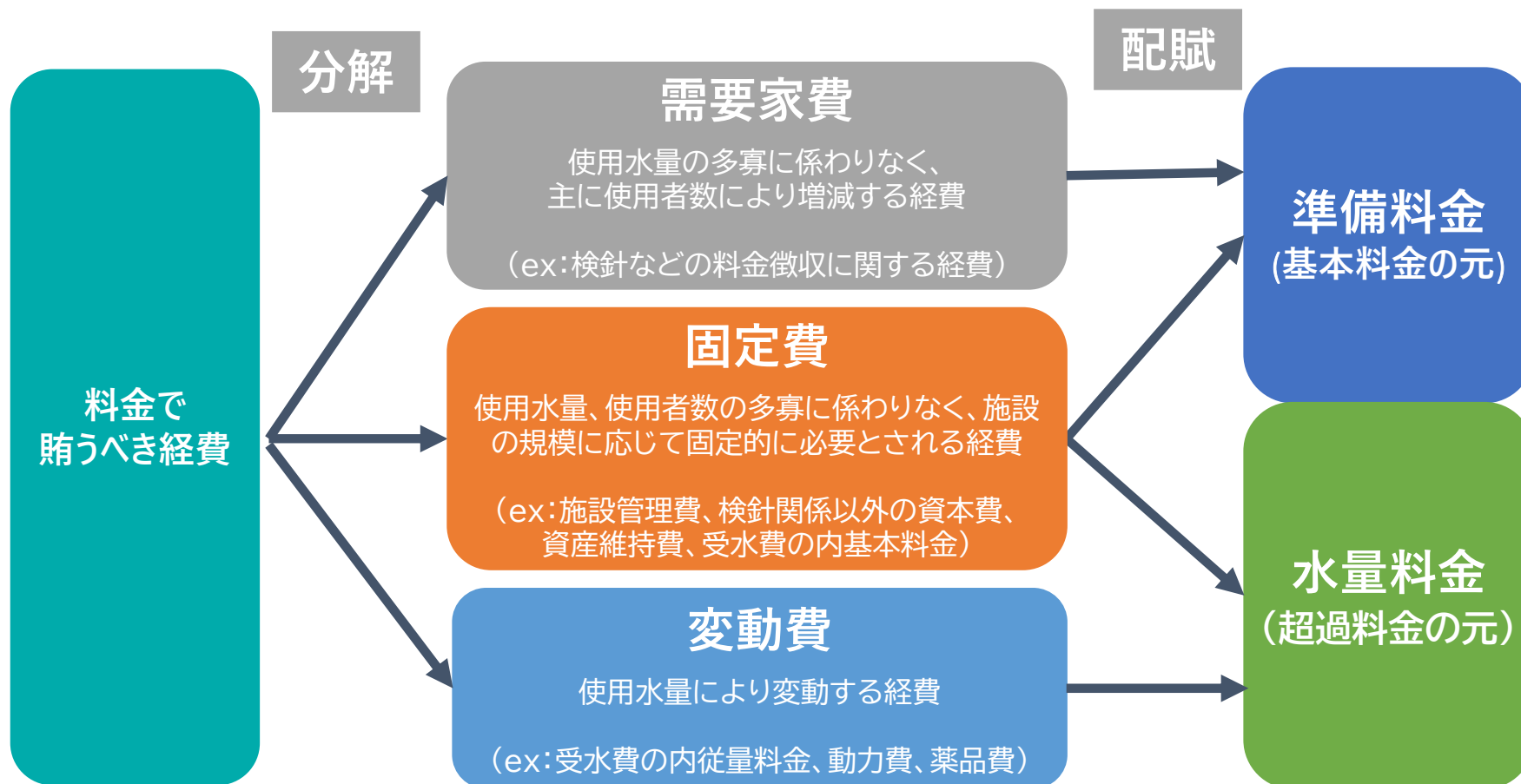
< 定額増とは(例: +10円) >

元々の超過料金単価と関係なく同額を増額します。増加額が同じなので、元々の単価が高い使用水量が多い区分ほど増加率が下がるので、単価の差が縮まります。



3. 基本料金と超過料金の割合について

3.1 料金対象経費の分割について



3. 基本料金と超過料金の割合について

3.2 固定費の配分方法について

算定要領によると施設利用率を水量料金分の比率とする方法を令和7年度に改定した全国の団体の過半数が採用しています。

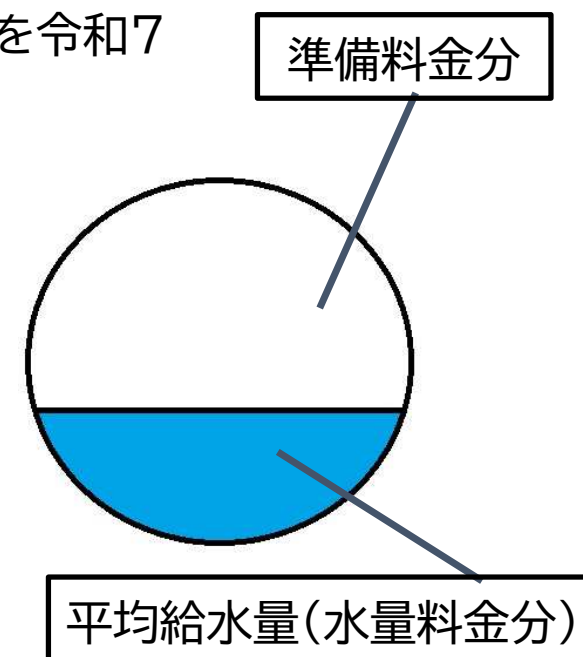
$$\text{施設利用率(水量料金分)} = \text{平均給水量} \div \text{浄水施設能力}$$

○考え方

浄水施設の給水能力のうち常に使用している分を水量料金で賄うべき分、予備能力として確保されている分を準備料金で賄うべき分だという考えです。

○算定期間（R9～R11）の水量料金比率

$$\begin{array}{ccc} \text{平均給水量} & \text{浄水施設能力} & \text{施設利用率} \\ 52,251\text{m}^3/\text{日} & \div 75,100\text{m}^3 & = 69.58\% \end{array}$$



3. 基本料金と超過料金の割合について

3.3 総括原価の配分

総括原価(水道料金で賄うべき経費) 120.0億円			
需要家費 3.2億円	固定費 101.0億円		変動費 15.8億円
	前ページの比率で固定費を配分		
需要家費 3.2億円	固定費(準備) 30.7億円	固定費(水量) 70.3億円	変動費 15.8億円
準備料金 33.9億円(28.2%)		水量料金 86.1億円(71.8%)	

上記の計算結果は令和7年度の比率 基本料金:超過料金=29.32%:70.68%と同等であるので、単純に計算結果に基づいた比率にするには基本料金も超過料金も同じ割合だけ改定すればいいこととなります。しかし、基本料金の増額と基本水量の廃止を同時に実施すると、少量使用者の負担が大きくなるため、配慮が必要だと考えています。